

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

## 資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [労働安全衛生](#) | [労働安全衛生法](#) 「快適な職場環境の形成のための措置」
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[組織活動](#)[組織運営と法律](#)[労働安全衛生](#)[経営対策活動](#)[教育・宣伝活動](#)[労働時間をめぐる諸問題](#)[教育活動](#)[選挙活動](#)[組合組織（公務員）](#)[教育カリキュラム](#)[▶ キーワード検索はこちら](#)

### 労働安全衛生法 「快適な職場環境の形成のための措置」

安衛法「第七章の二 第71条の2（事業者の講ずる措置）、第71条の3（快適な職場の形成のための指針の公表等）、第71条4（国の援助）」に規定されています。

衛生上の基本的な対策は、衛生の三管理と言われる「作業環境の管理・作業の管理・健康の管理」によって具体的な対策を行います。この三管理を徹底することが職業性疾病の予防対策となります。

#### 「衛生の三管理」の関係チャート図



**作業環境の管理**とは、作業場所（建屋、事務所等）の環境の有害要因を除去し、適正・快適な作業環境を確保することで、労働者の健康確保の根本的な対策です。実効対策は、的確な作業環境測定に基づき適切な対策を実施することです。

**作業管理**とは、作業（仕事）そのものに内在する有害物や物理的要因（騒音・熱・振動など）を除去し、健康障害、疾病を防止することです。したがって、作業管理には「労働者と労働の関係が直結」していますから、労働時間やメンタルヘルス、保護具なども作業管理の分野となります。

**健康管理**とは、健康診断に基づく事後措置や健康・保健指導などが該当します。

#### 職業性疾病予防対策に関する「各種指針」等

1. 健康増進法
2. 事業者が講ずべき快適な職場環境の形成の措置に関する指針
3. 化学物質等の危険有害物質等の表示に関する指針
4. 化学物質等における労働者の健康障害を防止するために必要な措置に関する指針
5. 事業場における労働者の心の健康づくりのための指針
6. 職場における腰痛予防対策指針
7. 過重労働による健康障防止のための総合対策
8. 職場における禁煙対策のためのガイドライン
9. 健康診断結果に基づき事業場が講ずべき措置に関する指針
10. VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン
11. その他、事務所衛生規則等の各種規則

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

**Worker's Library 会員登録**  
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

**Worker s Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**